主 文

押収にかかる A カラーテレビ受信機一台(NO六〇三六〇二九九、毛布 二枚添付) および A カラーテレビ受信機一台(ブラウン管のないもの、NO六〇三 六〇二七二、毛布二枚添付)(東京地方裁判所昭和三八年押第五一三号の符号二〇 および二二)を、差出人 B に仮に還付する。

昭和四四年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	田	松	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
一郎	健	隅	大	裁判官